

---

## 生命保険の課題

ニッセイ基礎研究所 明田 裕

### 1. 巨大災害による保険金等の支払額と経営への影響

#### (1) 東日本大震災における支払

生命保険協会の発表によれば、旧簡保契約分を含む生保全社の（災害）死亡保険金支払は、2012年7月末現在、20674件、1573億円となっており、最終的な支払額は1650億円と想定されている。この支払額を生保会社のフロー、ストックの水準と比較すると、今回の1650億円という支払額は生保会社のソルベンシーに大きな影響を与えるものではないことが分かる。

#### (2) 今後の展望

南海トラフ巨大地震について、国の有識者会議は、8月29日に「最悪の場合で約32万人が死亡する」という被害想定を公表した。単純に今回の東日本大震災の死亡者数との比で計算すると、民間生保全社の保険金支払額はおよそ2.8兆円に達することになる。しかし、生命保険事業の場合は、地震・津波よりもむしろパンデミックの方が深刻な影響を及ぼす可能性がある。国は、鳥インフルエンザのパンデミックに関して、重度（スペイン・インフルエンザ相当）の場合、死亡者数が64万人に及ぶと予測している（2005年11月「新型インフルエンザ対策行動計画」）。過去の大災害等の死亡者数を見ても、関東大震災（1923年）の14.3万人に対して、スペイン・インフルエンザ（1918年～）は45万人と、大きく上回っている。しかし、仮に死亡者数が64万人（全国民の0.5%に相当）に及んだ場合でも、危険保険金額ベースの支払額は危険準備金の範囲にとどまろう<sup>1</sup>。

### 2. 巨大災害の保有資産への影響

巨大災害の発生は日本経済にダメージを与えトリプル安（株安、円安、債券安）をもたらす、というのが一般的な見方だと思われるが、東日本大震災後の市場はそのとおりに動いたわけではなく、金利も低位安定が続いた。しかし、財政赤字や貿易収支・経常

---

<sup>1</sup> 村松容子・中嶋邦夫「新型インフルエンザの生保事業への影響」『生命保険経営』2010年5月号。

---

収支の状況は東日本大震災時に比べて相当悪化しつつあり、今後の大災害が日本売り・金利急騰の引き金になる可能性は否定できない。

### 3. 事業の主体としての生保会社に求められること

巨大災害が発生した場合、生保各社には、何にもまして、早く間違いなく保険金を支払い、被災者の生活再建に資することが求められる。この点については、3月の関東部会で生命保険協会の棚瀬事務局長から詳細な報告があったとおりだが、災害死亡部分の免責不適用をいち早く全社が決定するとともに、必要書類の一部省略といった実務取扱の実施、災害地域生保契約照会制度の創設、業界共通データベースの構築などを通じて、全社が簡易・迅速な保険金の支払に努めたところである<sup>2</sup>。

この点、金融庁の監督指針の中でも、「業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか？」とされている。

### 4. 今後の課題

まずもって、各社が平時から大災害発生時を念頭に置き、早期の業務復旧、保険金支払を行えるよう、監督指針に沿って体制を整備することが求められるが、加えて、制度的な対応として、現在政府で設計が進められている「マイナンバー」を生保各社が利用することができれば、安否確認や保険金の支払いが迅速かつ効率的に行えるはずである。

また、大災害の際には各種の主体から各種の支払が行われることになるが、現状、主体によって取扱が異なる点もある。被災者の不安を軽減するとともに極力その期待感を裏切ることがないように、以下のような取扱の統一について検討する余地があろう。

- ・ 生保の災害関係特約と損保の傷害保険における免責条項の相違<sup>3</sup>
- ・ 被保険者と受取人が同時に死亡した場合の新受取人についての各社の取扱の相違
- ・ 国の災害弔慰金支払の要件となる「震災関連死」認定と生保の災害死亡判定

---

<sup>2</sup> こうした取組みで、生保協会は「平成24年度消費者支援功労者 内閣府特命担当大臣表彰」を受賞した。

<sup>3</sup> 生保の災害関係特約の「地震・噴火・津波」免責条項については、支払額がさほど多額には上らないこと、存在自体が不安を招きかねないことから、規定自体の削除を検討してもよいと思われる。